

生物多様性影響評価総合検討会

令和6年10月18日（金）

午前１０時３０分 開会

○事務局（松尾） それでは、ただいまより令和6年度第1回生物多様性影響評価総合検討会を開催いたします。

本日の総合検討会ですが、ご出席いただいている委員の方は、伊藤委員、篠崎委員、芝池委員、對馬委員、津村委員、平塚委員、間瀬委員にご出席いただいております。木島委員については、後ほど、ご入室していただけるかと思います。

次に、座長の選出についてでございます。昨年度と委員の構成が変わっておりますので、座長の選出をさせていただきます。

生物多様性影響評価検討会運営要領の5によりますと、検討会の座長は、委員の互選により選出するとされております。どなたか申出はございますでしょうか。

○事務局（松尾） 特にいらっしゃらないようでしたら、事務局から平塚委員を座長としてご提案いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局（松尾） 問題ないようでしたら平塚委員に座長になっていただければと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては、平塚座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○平塚座長 どうもありがとうございます。座長を務めさせていただきます横浜国立大学の平塚です。

それでは、早速、本日の議事の（１）遺伝子組換え生物の第一種使用規程の承認に係る申請書等について。本日は、農林水産大臣及び環境大臣宛てに提出された5件の第一種使用規程承認申請について、農作物分科会での検討結果を芝池委員からご報告いただき、より幅広い視点から、遺伝子組換え生物による生物多様性に及ぼす影響についてご検討いただきたいと思います。

それでは1件目、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から申請がありました、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシについて検討したいと思います。

まず事務局から、本案件の概要について説明をお願いします。

○事務局（山田） 事務局の山田です。それでは、資料を画面共有しますので少々お待ちください。

それでは、ただいま紹介がありましたように、申請者は、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社です。

遺伝子組換え生物の名称は、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ、括弧の中は省略いたします。

使用等の内容は、食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性としましては、競合する野生動植物は特定されず、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

有害物質の産生性に関しましては、改変Cry1Da2蛋白質が殺虫活性を持つ対象であるチョウ目昆虫が特定されましたが、生息地や食草の点から個体群レベルで影響を受ける可能性は低いと考えられ、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

交雑性に関しましては、野生動植物は特定されず、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

その他特記事項はございません。

本件の検討結果につきましても、委員の方々に事前に送付して意見照会を行っていましたが、事前コメントはございませんでした。

事務局からは以上となります。

では、平塚座長、よろしくお願いいたします。

○平塚座長 ありがとうございます。

それでは、農作物分科会での検討結果について、農作物分科会の芝池座長より概要を説明願います。

○芝池委員 それでは、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシの農作物分科会における検討結果、ご報告いたします。

本組換えトウモロコシは、*Bacillus thuringiensis*由来のcry1Da2遺伝子及び改変cry1Ab遺伝子のそれぞれの一部塩基配列を組み合わせで作製した改変cry1Da2遺伝子並びにそのN末端にセイヨウナタネ及びアブラナ由来のキメラ葉緑体輸送ペプチドが連結された5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素DGT-28 EPSPS蛋白質をコードする遺伝子の発現カセットが導入されることによって、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート抵抗性が付与されています。

競合における優位性ですけれども、導入遺伝子から産生される蛋白質が、種子の脱粒性や休眠性の獲得など自生能力に関わる諸形質について、宿主との相違をもたらして、本組換えトウモロコシが我が国で自生するようになるということは考えられませんでした。

また、米国のほ場における栽培試験等の結果をもとに、本組換えトウモロコシの競合におけ

る優位性に関わる諸形質について評価を行った結果、形態及び生育の特性における子実の含水率、それから花粉の長径及び収穫種子の発芽率に非組換えトウモロコシとの間で統計学的有意差が認められました。しかしながら、これらの形質が、本組換えトウモロコシが競合における優位性を高める可能性は低いと考えられています。

以上のことから、本組換えトウモロコシは、競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

次に、有害物質の産生性について。本組換えトウモロコシの発現する改変Cry1Da2蛋白質が酵素活性を有する可能性は低く、DGT-28 EPSPS蛋白質は酵素であります、基質特異性を有しています。したがって、改変Cry1Da2蛋白質とDGT-28 EPSPS蛋白質の作用機作はお互いに独立していると考えられました。

以上のことから、これらの蛋白質が相互に影響する可能性は低く、これらの蛋白質が宿主の代謝経路に作用して意図しない有害物質を産生する可能性は低いと考えられました。

また、米国のほ場において後作試験、それから鋤込み試験及び土壌微生物相試験を行った結果、いずれの調査についても本組換えトウモロコシと非組換えトウモロコシの間に統計学的有意差は認められませんでした。

さらに、我が国に生息する絶滅危惧種及び準絶滅危惧種に指定されているチョウ目昆虫に対する影響については、自然環境下で本組換えトウモロコシの花粉を摂食する可能性のある100種が特定されました。

生息地及び食草の点から、本組換えトウモロコシの飛散した花粉を摂食することにより、これらのチョウ目昆虫種が個体群レベルで影響を受ける可能性は低いと考えられました。

以上のことから、本組換えトウモロコシは、有害物質の産生性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

交雑性については、我が国において、トウモロコシとの交雑可能な近縁野生種の自生については報告がないため、交雑性に起因して影響を受ける可能性のある野生動植物等は特定されませんでした。

よって、本組換えトウモロコシは、交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれがないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

以上、農作物分科会の結論として、本組換えトウモロコシを第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国における生物多様性影響を生ずるおそれはないとする生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断いたしました。

以上です。

○平塚座長 どうもありがとうございました。

ただいまご報告いただいた分科会の検討結果（資料2-1）は、本総合検討会の審議の後、学識経験者の意見として取りまとめ、大臣宛てに報告するものです。

どなたからでも結構です。ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○平塚座長 それでは、特にご意見ないようですが、ただいまご説明いただいた申請者から提出されたチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシについて、第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれはないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告したいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、2件目、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から申請がありました、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシについて検討したいと思います。

まず事務局から、本案件の概要について説明をお願いします。

○事務局（山田） 事務局の山田です。それでは、資料を画面共有しますので、少々お待ちください。

ただいま資料1の4ページ目を共有しております。

紹介がありましたように、申請者は、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社です。

遺伝子組換え生物の名称は、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ。

使用等の内容は、食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性としては、競合する野生動植物は特定されず、生物多様性影響の有無は無しと判断されています。

有害物質の産生性に関しましても、改変Cry1B. 34蛋白質が殺虫活性を持つ対象であるチョウ目昆虫が特定されましたが、生息地や食草の点から個体群レベルで影響を受ける可能性は低いと考えられ、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

交雑性に関しましては、野生動植物は特定されず、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

本件の検討の結果につきましても、事前に委員の方々に送付して意見照会を行っていましたが、事前のコメントはございませんでした。

事務局からは以上となります。

では、平塚座長、よろしくお願いいたします。

○平塚座長 ありがとうございます。

それでは、農作物分科会での検討結果について、農作物分科会の芝池座長より概要を説明願います。

○芝池委員 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシについて、農作物分科会における検討結果をご報告いたします。

本組換えトウモロコシは、マンノースリン酸イソメラーゼをコードする *pmi* 遺伝子、それからホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼをコードする *pat* 遺伝子並びに *Bacillus thuringiensis* 由来の *cry1B* 遺伝子、*cry1Ca1* 遺伝子及び *cry9Db1* 遺伝子のそれぞれ一部塩基配列を組み合わせで作製した *cry1B. 34* 遺伝子の発現カセットを導入することにより、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性が付与されています。

競合における優位性については、導入された遺伝子から産生される蛋白質が、自生能力に関わる諸形質について宿主との相違をもたらして、本組換えトウモロコシが我が国で自生するようになるとは考えられませんでした。

また、米国のは場における栽培試験結果等をもとに、本組換えトウモロコシの競合における優位性に関わる諸形質について評価を行った結果、形態及び生育の特性における発芽苗数、雄穂の開花までの日数及び稈長並びに花粉の充実度について、非組換えトウモロコシとの間で統計学的有意差が認められました。しかしながら、これらの形質が本組換えトウモロコシの競合における優位性を高める可能性は低いと考えられました。

以上のことから、本組換えトウモロコシは、競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

有害物質の産生性については、本組換えトウモロコシが発現する *Cry1B. 34* 蛋白質が酵素活性を有する可能性は低く、また、*PAT* 蛋白質及び *PMI* 蛋白質は酵素であります。基質特異性を有しているため、*Cry1B. 34* 蛋白質、*PAT* 蛋白質及び *PMI* 蛋白質の作用機作はお互いに独立していると考えられ、相互に影響する可能性は低いと考えられました。よって、これらの蛋白質が宿主の代謝経路に作用して意図しない有害物質を産生する可能性は低いと考えられました。

また、米国は場において後作試験、鋤込み試験及び土壌微生物相試験を行った結果、いずれ

の調査においても本組換えトウモロコシと非組換えトウモロコシとの間に統計学的有意差は認められませんでした。

さらに、我が国に生息する絶滅危惧種及び準絶滅危惧種に指定されているチョウ目昆虫に対する影響については、自然環境下で本組換えトウモロコシの花粉を摂取することにより影響を受ける可能性のある100種が特定されました。

生息地や食草の点から、本組換えトウモロコシから飛散した花粉を摂食することにより、これらのチョウ目昆虫種が個体群レベルで影響を受ける可能性は低いと考えられました。

以上のことから、本組換えトウモロコシは、有害物質の産生性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

交雑性については、先ほどと同様、我が国において、トウモロコシとの交雑可能な近縁野生種の自生について報告がないため、交雑性に起因して影響を受ける可能性のある野生動植物等は特定されませんでした。

よって、本組み換えトウモロコシは、交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

農作物分科会における結論として、本組換えトウモロコシを第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国における生物多様性影響を生ずるおそれはないとする生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断いたしました。

以上です。

○平塚座長 ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた分科会の検討結果（資料3-1）について、ご質問、ご意見等はないでしょうか。どなたからでも結構です。

よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

（なし）

○平塚座長 特にないようですので、それでは、申請者から提出されたチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシについて、第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれはないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告したいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、3件目、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から申請がありました、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシについて検討したいと思います。

それでは、事務局から、本案件について説明をお願いします。

○事務局（山田） 事務局の山田です。では、資料を共有しますので、少々お待ちください。

資料を共有しました。では、今、資料1の5ページ目を共有しております。

こちらで紹介がありましたように、申請者は、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社です。

遺伝子組換え生物の名称は、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ。

使用等の内容は、食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性としては、競合する野生動植物は特定されず、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

有害物質の産生性に関しましては、IPD072Aa蛋白質が殺虫活性を持つ対象であるコウチュウ目昆虫が特定されましたが、生息地や食草の点から個体群レベルで影響を受ける可能性は低いと考えられ、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

交雑性に関しましては、野生動植物が特定されず、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

本件の検討結果につきましても、事前に委員の方々に送付して意見照会を行っていましたが、事前コメントはございませんでした。

事務局からは以上となります。

では、平塚座長、よろしくお願いいたします。

○平塚座長 ありがとうございました。

それでは、農作物分科会での検討結果について、農作物分科会の芝池座長より概要を説明願います。

○芝池委員 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシについて、農作物分科会における検討結果をご報告いたします。

本組換えトウモロコシは、PMI蛋白質をコードする *pmi* 遺伝子、それからPAT蛋白質をコードする *pat* 遺伝子及び *Pseudomonas chlororaphis* 由来の殺虫性蛋白質をコードする *ipd072Aa* 遺伝子の発現カセットを導入することにより、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性が付与されています。

競合における優位性については、導入遺伝子から産生される蛋白質が自生能力に関わる諸形

質について宿主との相違をもたらして、本組換えトウモロコシが我が国で自生するようになることはないと考えられました。

また、米国のほ場における栽培結果等をもとに、本組換えトウモロコシの競合における優位性に関わる諸形質について評価を行った結果、非組換えトウモロコシとの間に統計学的有意差は認められませんでした。

以上のことから、本組換えトウモロコシは、競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

次に、有害物質の産生性について。本組換えトウモロコシの発現するIPD072Aa蛋白質が酵素活性を有する可能性は低く、また、PAT蛋白質及びPMI蛋白質は酵素であるが、基質特異性を有していることから、IPD072Aa蛋白質、PAT蛋白質及びPMI蛋白質の作用機作はお互いに独立していると考えられました。よって、これらの蛋白質が宿主の代謝経路に作用して意図しない有害物質を産生することは考えられませんでした。

また、米国のほ場において後作試験、鋤込み試験及び土壌微生物相試験を行った結果、いずれの調査においても本組換えトウモロコシと非組換えトウモロコシとの間に統計学的有意差は認められませんでした。

我が国に生息する絶滅危惧種及び準絶滅危惧種に指定されているコウチュウ目昆虫に対する影響については、本組換えトウモロコシの花粉又は鋤込まれた植物体を腐植質とともに摂食することにより影響を受ける可能性のある野生動植物等として4種が特定されました。

生息地や食草の点から、本組換えトウモロコシの飛散した花粉又は植物体を腐植質とともに摂食することによりこれらのコウチュウ目昆虫種が個体群レベルで影響を受ける可能性は低いと考えられました。

以上のことから、本組換えトウモロコシは、有害物質の産生性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断しました。

交雑性については、トウモロコシと交雑可能な近縁野生種の自生についての報告がないため、交雑性に起因して影響を受ける可能性のある野生動植物等は特定されませんでした。

よって、本組換えトウモロコシは、交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断しました。

農作物分科会の結論として、本組換えトウモロコシを第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国における生物多様性影響を生ずるおそれはないとする生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断しました。

以上です。

○平塚座長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいた分科会の検討結果（資料4-1）について、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。どなたからでも結構です。

よろしいでしょうか。

（なし）

○平塚座長 特にないようですので、それでは、申請者から提出されたコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシについて、第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれはないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告したいと思います。

続きまして、4件目、バイエルクロップサイエンス株式会社から申請がありました、半矮性トウモロコシについて検討したいと思います。

まず事務局から、本案件の概要について説明をお願いします。

○事務局（山田） 事務局の山田です。では、資料を共有しますので、少々お待ちください。

ただいま資料1の6ページ目を共有しております。

ただいま紹介にありましたように、申請者は、バイエルクロップサイエンス株式会社です。

遺伝子組換え生物の名称は、半矮性トウモロコシです。括弧の中は省略いたします。

使用等の内容は、食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性のいずれに関しましても野生動植物は特定されず、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

本件の検討結果につきましても、事前に委員の方々に送付して意見照会を行っていましたが、事前コメントはございませんでした。

事務局からは以上となります。

では、平塚座長、よろしくお願いします。

○平塚座長 ありがとうございました。

それでは、農作物分科会での検討結果について、農作物分科会の芝池座長より概要を説明願います。

○芝池委員 半矮性トウモロコシについて、農作物分科会における検討結果についてご報告いたします。

本組換えトウモロコシは、トウモロコシ内在性のジベレリン（GA）20酸化酵素遺伝子を標的とするように設計された逆方向反復配列を発現する *GA20ox_SUP* 抑制カセットが含まれています。この抑制カセットから発現する逆方向反復配列を持つ転写産物は、RNA干渉、RNAi機構により認識され、標的の *ZmGA20ox3* 遺伝子及び *ZMGA20ox5* 遺伝子の発現を抑制します。この抑制作用により、茎のジベレリン含有量が低下し、従来のトウモロコシと比較して節間長が縮まり、その結果、稈長が短くなるという性質が付与されています。

競合における優位性については、導入配列から産生される成熟miRNAが自生能力に関わる諸形質について、宿主との相違をもたらして本組換えトウモロコシが我が国で自生するようになることはないと考えられました。

また、ほ場試験においての調査では、意図した形質である短稈及び着雌穂高の低下が見られたものの、その他の形質については、対照の非組換えトウモロコシとの間に統計学的有意差は認められませんでした。

以上のことから、本組換えトウモロコシは、競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

次に、有害物質の産生性について。本組換えトウモロコシが産生する *GA20ox_SUP* の成熟miRNAは、内在性の *ZmGA20ox3* 遺伝子及び *ZMGA20ox5* 遺伝子の発現を特異的に抑制するように設計されており、ジベレリン生合成経路以外の代謝経路を変化させることなく、新規の代謝産物を生じさせるものではないと考えられました。よって、*GA20ox_SUP* の成熟miRNAが原因となり、本組換えトウモロコシ中に有害物質が産生される可能性はないと考えられました。

また、ほ場試験における試験結果から、本組換えトウモロコシが野生植物や土壤微生物に影響を与えるような有害物質を産生する可能性は低いと考えられました。

以上のことから、本組換えトウモロコシは、有害物質の産生性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断いたしました。

交雑性については、我が国において、トウモロコシと交雑可能な近縁野生種の自生については報告がないため、交雑性に起因して影響を受ける可能性のある野生動植物等は特定されませんでした。

よって、本組換えトウモロコシは、交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとする申請者による結論は妥当であると判断しました。

農作物分科会の結論として、本組換えトウモロコシを第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国における生物多様性影響を生ずるおそれはないとする生物多様性影響評価書の結論

は妥当であると判断いたしました。

以上です。

○平塚座長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた分科会の検討結果（資料5-1）について、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。どなたからでも結構です。

よろしいでしょうか。

（なし）

○平塚座長 それでは、申請者から提出された半矮性トウモロコシについて、第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれはないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして5件目、バイエルクロップサイエンス株式会社から申請がありました、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシについて検討したいと思います。

まず事務局から、本案件についての概要の説明をお願いします。

○事務局（山田） 事務局の山田です。資料を共有しますので、少々お待ちください。

ただいま資料1の7ページ目を共有しております。

申請者は、紹介がありましたようにバイエルクロップサイエンス株式会社です。

遺伝子組換え生物の名称は、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ、括弧の中は省略いたします。こちらは5重スタック系統となっております。

こちらの案件に関しましては、資料1の2ページ目に基となった親系統の詳細がございます。

使用等の内容は、食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為です。

競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性のいずれにつきましても野生動植物等の特定がされず、生物多様性影響の有無は無しと判断されております。

本件の検討結果につきましても、事前に委員の方々に送付して意見照会を行っていましたが、事前のコメントはございませんでした。

事務局からは以上となります。

では、平塚座長、よろしくお願いいたします。

○平塚座長 ありがとうございます。

それでは、農作物分科会での検討結果について、農作物分科会の芝池座長より概要を説明願います。

○芝池委員 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシについて、農作物分科会における検討結果をご報告いたします。

本件、5重スタック系統ですけれども、スタック系統の検討に当たっては、親系統に移入された遺伝子の発現による形質間の相互作用の有無を検討し、形質間の相互作用がないと判断される場合には、親系統の生物多様性影響評価情報を用いて、当該スタック系統の生物多様性影響を行うことができますとなっています。

本スタック系統は、①から⑤の5系統を用いて、交雑育種法により作出されたものです。

本スタック系統のトウモロコシで産生される各親系統由来の全ての蛋白質については、宿主の代謝系を変化させたり、相互に影響を及ぼしたりする可能性は低いと考えられたことから、いずれの組合せについても、親系統が有する形質を併せ持つこと以外に評価すべき形質の変化はないと考えられました。

各親系統の競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性については既に検討が終了しており、我が国における生物多様性に影響を生ずるおそれがないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断されているため、農作物分科会の結論として、本組換えトウモロコシについても同様の判断をいたしました。

以上になります。

○平塚座長 どうもありがとうございます。

ただいまご説明いただいた分科会の検討結果（資料6-1）について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どなたからでも結構です。

よろしいでしょうか。

（なし）

○平塚座長 それでは、申請者から提出された除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシについて、第一種使用規程に従って使用した場合、生物多様性に影響が生じるおそれはないとした生物多様性影響評価書の内容は科学的に適正である旨、大臣宛てに報告したいと思います。

続きまして、議事の（2）その他でございますが、事務局等からご報告等ありますでしょうか。

か。

○農産安全管理課（青木） 農産安全管理課から1点、ご報告があります。

隔離ほ場での情報収集を不要とし得る遺伝子組換えトウモロコシの第一種使用規程の申請に係る事前相談の結果についてのご報告です。

よろしいでしょうか。

○平塚座長 はい。よろしくお願いします。

○農産安全管理課（青木） ありがとうございます。消費・安全局農産安全管理課の青木でございます。よろしくお願いいたします。

資料を共有させていただきます。参考資料3でございます。

最初に、ご説明に当たりまして、遺伝子組換え農作物の承認申請に当たって、国内での隔離ほ場における栽培試験を不要とする制度について簡単にご説明させていただきます。これまでも総合検討会でご説明しております内容ですので、要点をかいつまんでご説明させていただきます。

こちらの参考資料3の2ページ目になります。遺伝子組換え農作物の承認申請の詳細を定めた通知の抜粋でございます。

我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない遺伝子組換え植物につきましては、国内で設置した隔離ほ場試験で情報収集を行い、当該農作物が我が国の自然状況の下で生育した場合の特性を明らかにすることが規定されております。

他方、下線を引いた部分でございますけれども、トウモロコシ、ワタ又はダイズを宿主とするものについては、2004年のカルタヘナ法の施行以降に蓄積した評価に係る知見も踏まえまして、その有する核酸が、①としまして、査読を受けた論文の公表などによって作用機序が明らかであると認められるもの、二つ目、②としまして、付与される性質が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が、既に承認を受けている遺伝子組換え植物であって、宿主を同一とするものの生物多様性影響と同程度以下と認められるもの、この二つの条件を満たす遺伝子組換え農作物については、隔離ほ場試験による情報収集は要しないと規定されております。

こちらの制度に基づきまして、1ページ目に戻っていただきまして、今般、シンジェンタジャパン株式会社から、隔離ほ場試験を不要とし得る遺伝子組換えトウモロコシの事前相談がございました。

系統の具体ですけれども、こちらの表、3列目の相談があった案件の形質（核酸）の欄に導入遺伝子を記載しております。害虫抵抗性、具体的にはチョウ目害虫抵抗性を付与する

*eCry1Gb. 1Ig*遺伝子が導入されたトウモロコシになります。

今回相談があった系統に導入されました*eCry1Gb. 1Ig*遺伝子につきましては、承認済みの遺伝子組換えトウモロコシ、ずばり同一の遺伝子が導入されたものはございませんが、査読論文等の情報から、その作用機序は明らかであると認められると考えられたこと、また、産生される*eCry1Gb. 1Ig*蛋白質を用いた生物検定の結果、過去に審査したCry1グループに属する殺虫蛋白質と同様に、殺虫スペクトラムがチョウ目昆虫の限定された範囲にあることに加えて、花粉での蛋白質発現量、トウモロコシほ場周辺の花粉飛散密度、チョウ目昆虫の生態等の情報から、*eCry1Gb. 1Ig*蛋白質に反応を示した種においても、集団レベルで悪影響を受ける可能性は極めて低いと考えられるということから、導入形質が生じさせる可能性がある生物多様性影響につきましても、過去に審査済みのCry1蛋白質を発現する系統の範囲を超えることはないと思われ、事務局のほうでは考えまして、先日開催された農作物分科会の委員の先生方に、同様なご説明の上、ご確認をいただいたというところでございます。

つきましては、相談のあったこちらの遺伝子組換えトウモロコシにつきまして、隔離ほ場試験による情報収集を不要とした上で、今後、一般的な使用に関する承認申請を受け付けるという形で手続を進めてまいりたいというご報告になります。

私からは以上でございます。

○平塚座長 どうもありがとうございました。

ただいま農産安全管理課より説明があった事項について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

大丈夫でしょうか。

(なし)

○平塚座長 特にないようですので、それでは、その他、本日の議事全般について何かございますでしょうか。

(なし)

○平塚座長 特にないようですので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（松尾） 本日は、熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回生物多様性影響評価総合検討会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会